

指定活用団体の役割・機能・業務について

役割	機能	業務
	法に規定されている業務に係る機能	基本的な業務
	1. 資金分配団体への助成・貸付及び民間公益活動を行う団体への貸付けの適正な実施	
①我が国における社会の諸課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示する。	①優先的に解決すべき社会の諸課題の決定	(1-a) 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付け(第21条第1項第1号)
②資金分配団体や民間公益活動を行う団体に対し、資金支援を行う。	②課題解決に最適な資金分配団体の決定	(1-b) 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付け(第21条第1項第2号)
⑤必要に応じ非資金的支援を伴走型で行う。		(2) 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の監督(第22条第3項)
⑧民間公益活動に係る事業が適正な遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督する。	③イノベーション創出、革新的手法の開発・普及	(3) 休眠預金等交付金の受入れ(第21条第1項第3号)
③地域・分野等ごとの実情を踏まえつつ、集積された成功事例や失敗事例を横断的かつ具体的に分析し、その結果を活動の現場に反映させる。		(6) 適切な評価の実施(第22条第1項・第26条第4項)
④我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支える「インキュベーター ※ ¹ 」及び「アクセラレーター ※ ² 」の役割を担う。		
⑨民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進し、普及させる。	④休眠預金等活用のシステム全体の評価、検証	(6) 適切な評価の実施(第22条第1項・第26条第4項)
⑥資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動の状況を把握する。		
③地域・分野等ごとの実情を踏まえつつ、集積された成功事例や失敗事例を横断的かつ具体的に分析し、その結果を活動の現場に反映させる。(再掲)	2. 研究・調査機能	(4) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究(第21条第1項第4号)
⑦休眠預金等の活用状況や成果等について積極的に公開、周知・広報することを通じ本制度への国民の理解を得るよう努めるとともに、多様な民間関係主体の一層の参画を促す。	3. プロモーション機能※ ³	(5) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動(第21条第1項第5号)
	備えることが望ましい機能	行うことが期待される業務
⑥資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動の状況を把握する。(再掲)	①継続的なモニタリング	(基本的業務(6)) 適切な評価の実施(第22条第1項・第26条第4項)(再掲)
③地域・分野等ごとの実情を踏まえつつ、集積された成功事例や失敗事例を横断的かつ具体的に分析し、その結果を活動の現場に反映させる。(再掲)	②「知の構造化センター※ ⁴ 」機能	(1) ICT等先端技術を活用した「知の構造化センター」機能を担うシステムの構築
	③情報提供機能	
⑩民間公益活動の担い手が自立的に必要な資金を調達できるように必要な基盤整備を進め、以て市場の発展を促す。	④人材育成・研修機能	(2) 成果評価実施支援 (3) 研修 (4) 国際交流

※1 事業が軌道に乗るまでの間、資金調達に係る支援や経営支援・技術支援などを併せて行う主体

※2 既にある企業の事業を加速度的に成長させるために必要な資金投資やサポートを行う主体

※3 具体的には、①休眠預金等の活用状況に関するあらゆる情報の公開を通じた透明性の確保と国民への説明責任を果たすもの、②休眠預金等の活用により得られた成果の国民の積極的な周知・広報を通じて国民の理解と民間公益活動への民間関係主体の一層の参画を促すもの、を想定している。

※4 「知の構造化」とは、自律分散的に創造された知識と知識の関係性を明らかにすること。これにより、知的価値、経済的価値、社会的価値、文化的価値に結びつけるための方法論を構築し、成果の実装に結びつける。